

早明浦ダム再生事業に関する事業実施計画

I 事業の名称

この事業は、早明浦ダム再生事業と称する。

II 事業の目的

水の安定的な供給を確保することを目的として、「吉野川水系における水資源開発基本計画」に基づき整備した特定施設である早明浦ダムについて、治水機能を向上させる改築事業を行い、吉野川の洪水による被害の軽減を図る。

III 施設の位置及び概要

1 位置

吉野川水系吉野川

右岸 高知県土佐郡土佐町中島

左岸 高知県長岡郡本山町吉野

2 概要

(1) 放流設備増設 一式

(2) 管理設備 一式

IV 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

1 貯水位、貯水容量及びその用途別配分

(1) 貯水位及び貯水容量

ダムの総貯水容量を316,000,000立方メートル、有効貯水容量を289,000,000立方メートルとし、サーチャージ水位を標高343.0メートル、常時満水位を標高330.2メートル、洪水期制限水位を標高328.5メートル、予備放流水位を標高326.8メートル、最低水位を標高275.0メートルとする。

(2) 貯水容量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水期（7月1日から10月10日までの期間をいう。以下同じ。）にあつては、洪水期制限水位からサーチャージ水位までの97,000,000立方メートルに加え、予備放流水位まで予備放流することで最大10,000,000立方メートルを確保し、合計して107,000,000立方メートルとする。

非洪水期（洪水期以外の期間をいう。以下同じ。）にあつては、常時満水位からサーチャージ水位までの87,000,000立方メートルとする。

ロ 2(2)に掲げる流水の正常な機能の維持、2(3)に掲げる徳島用水、香川用水、愛媛分水及び高知分水並びに2(4)に掲げる吉野川本流の発電

洪水期にあつては、最低水位から洪水期制限水位までの192,000,000立方メートルとし、このうち発電のみのために利用できる容量を最大26,000,000立方メートルとする。

非洪水期にあつては、最低水位から常時満水位までの202,000,000立方メートルとし、このうち発電のみのために利用できる容量を36,000,000立方メートルと

する。

2 貯水池の使用基準

(1) 洪水調節

洪水調節は、1 (2)イに規定する容量を利用して行うものとし、洪水調節を行う場合を除き、貯水池の水位を洪水期にあつては、標高328.5メートル以下、非洪水期にあつては、標高330.2メートル以下に制限するものとする。

(2) 流水の正常な機能の維持

1 (2)ロに規定する容量を利用して、吉野川の流水の正常な機能を維持するために、早明浦ダムから補給するものとする。

(3) 徳島用水、香川用水、愛媛分水及び高知分水

1 (2)ロに規定する容量を利用して、徳島用水及び香川用水のために早明浦ダムから補給するとともに、愛媛分水及び高知分水を可能にさせるものとする。

(4) 吉野川本流の発電

1 (2)ロに規定する容量を利用して、(2)及び(3)に規定する流水の正常な機能の維持等のための利用に支障を与えない範囲内で、吉野川本流の発電のために使用できるものとする。

V 工期

平成30年度から平成40年度までの予定

VI 費用及びその負担方法

1 事業に要する費用の概算額

約400億円

2 費用の負担

独立行政法人水資源機構は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第21条第1項及びこれに基づく政令の規定により、国から事業に要する費用の交付を受けるものとする。

なお、国が交付する金額の一部は、機構法第21条第3項及び第4項の規定に基づく政令の規定により、徳島県及び高知県が負担するものとする。

3 この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、1に掲げる概算額を変更することがある。

VII その他業務に関する重要な事項

本事業は、「吉野川水系における水資源開発基本計画」の「2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的事項」に掲げる水資源開発基本計画に基づく事業により生じた施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る）に該当する事業である。